

平成28年度青森県普通会計決算状況について

1 決算規模

平成28年度は「青森県行財政改革大綱」に基づく財政健全化努力を継続しつつ、「青森県基本計画未来を変える挑戦」及び平成27年8月に策定した「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」に基づき、本県の最重要課題である人口減少の克服、北海道新幹線開業効果の獲得や農林水産業の競争力強化などに取り組むとともに、国の経済対策にも呼応して各種施策を積極果敢に展開したところである。

一方で、県税収入と臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税がともに減額となるなど、歳入環境は厳しい状況にあったことから、平成28年度の普通会計の決算額は、

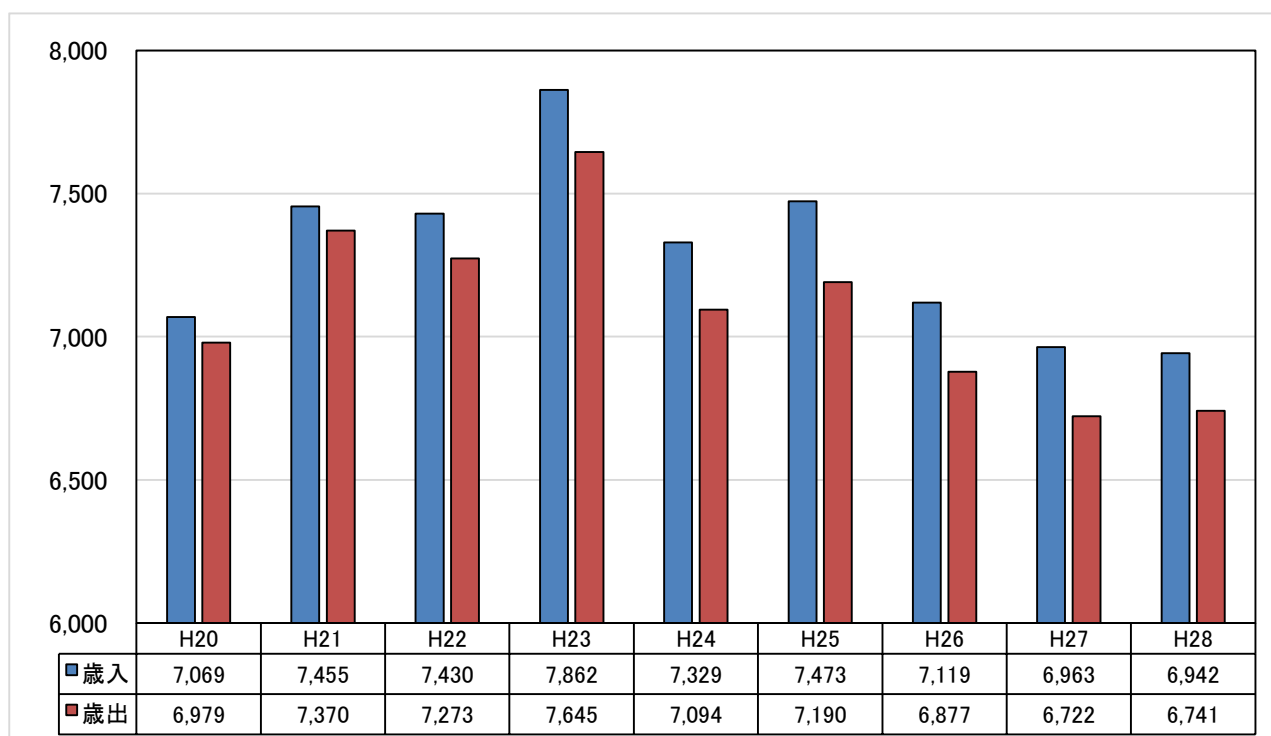
歳入 6,942億1,764万3千円（前年度 6,963億1,334万4千円）

歳出 6,740億9,335万9千円（前年度 6,722億4,816万3千円）

と、前年度に比べて歳入で▲0.3%（▲20億9,570万1千円）の減、歳出で0.3%（18億4,519万6千円）の増となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：億円）



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、**地方税**は、法人事業税が18.0%（36.2億円）の増となったものの、地方消費税及び地方消費税清算金がそれぞれ▲2.1%（▲5.3億円）、▲17.6%（▲43.6億円）の減となったこと等から、地方税全体では▲1.2%（▲19.7億円）の減。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の減等により▲16.2%（▲39.7億円）の減。

地方交付税は、普通交付税が2.7%（56.8億円）の増、震災復興特別交付税が▲33.8%（▲25.2億円）の減となり、地方交付税全体では1.4%（31.7億円）の増。（臨時財政対策債は▲19.9%（▲74.8億円）の減、普通交付税との合計では▲0.7%（▲18.0億円）の減）

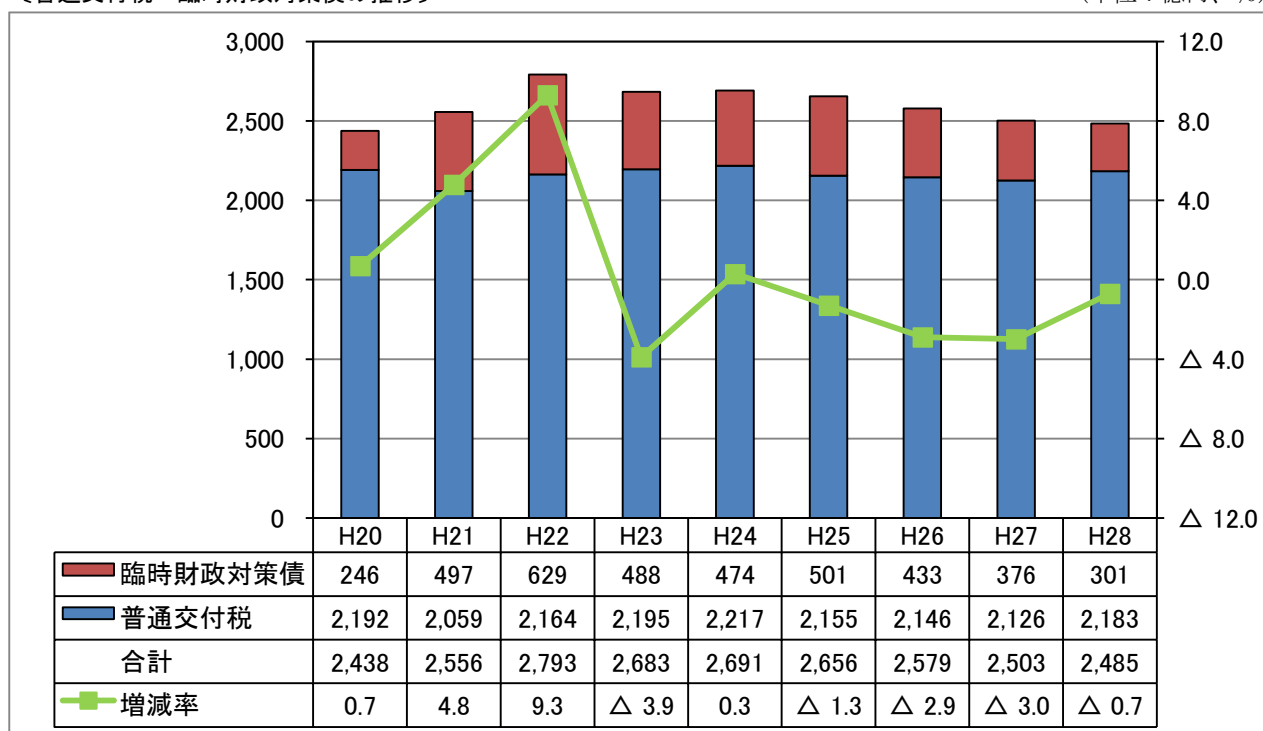
国補正予算関連事業の増等により、**国庫支出金**が0.5%（5.4億円）の増。過去に国補正予算により積み立てた基金からの繰入の減等により繰入金が▲7.6%（▲11.1億円）の減。

地方債は、公共事業等債、災害復旧事業債等が増となったものの、臨時財政対策債の減により▲1.0%（▲6.6億円）の減。

以上により、**歳入全体**では▲0.3%（▲21.0億円）の減となったものである。

〔普通交付税・臨時財政対策債の推移〕

（単位：億円、%）



※表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

歳出において、**義務的経費**は、扶助費が0.6%（1.1億円）の増となったものの、人件費が職員数の減等により▲1.4%（▲22.8億円）の減、公債費が近年の地方債発行総額の抑制や借入利率の低下等による元利償還金の減等により▲3.1%（▲38.5億円）の減となったことから、義務的経費全体では▲1.9%（▲60.3億円）の減。

投資的経費は、国補正予算関連事業の増等により普通建設事業費が5.2%（65.6億円）の増（補助事業費は9.6%（63.5億円）の増、単独事業費は4.9%（23.7億円）の増）、災害復旧事業費が12.9%（2.0億円）の増となったことから、投資的経費全体では5.3%（67.6億円）の増。

その他の経費は0.5%（11.1億円）の増。

以上により、歳出全体では0.3%（18.5億円）の増となったものである。

（参考）

○ 社会保障施策に要する経費

介護保険関係負担金・交付金	191億4,787万2千円
後期高齢者医療関係負担金	166億7,233万3千円
国民健康保険関係負担金・交付金	152億7,015万2千円
障害者自立支援関係負担金	81億6,089万1千円
精神障害者措置入院及び通院医療扶助費	29億9,652万9千円
地域医療介護総合確保基金関係費（医療分）	17億7,728万6千円
地域医療介護総合確保基金関係費（介護分）	31億5,058万4千円
生活保護扶助費及び市交付金	79億3,516万6千円
医療費助成関係補助金	18億7,933万4千円
難病関係医療扶助費	13億8,292万8千円
小児慢性特定疾患扶助費	1億9,522万8千円
児童手当等負担金	26億6,252万8千円
児童扶養手当給付費	15億6,775万8千円
児童入所施設等扶助費	19億5,468万9千円
教育・保育給付費負担金	88億1,004万1千円
子ども・子育て支援新制度関係費（上記以外）	9億6,786万9千円
計	945億3,118万8千円
	（一般財源 802億4,959万8千円）

※社会保障施策に係る主なものを掲載したものを。

（参考）

地方消費税及び地方消費税清算金（税込連動交付金差引後）	228億3,762万 円
うち税率引上げによる増収額	94億3,309万4千円

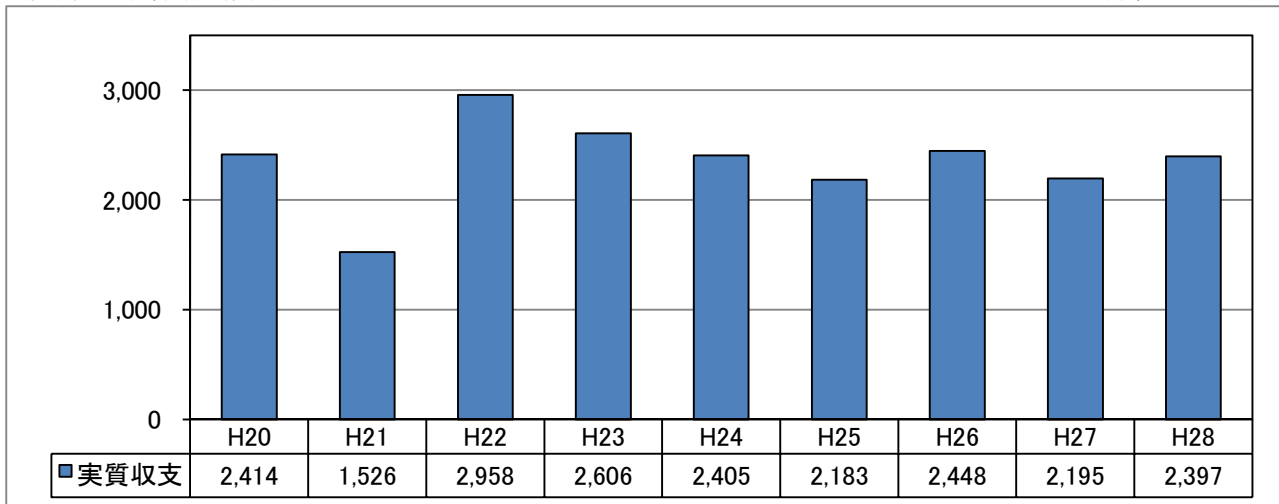
2 決算収支の状況

(1) 実質収支

平成28年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、201億2,428万4千円の黒字。
この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源177億2,710万2千円を控除した実質収支は、23億9,718万2千円の黒字。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



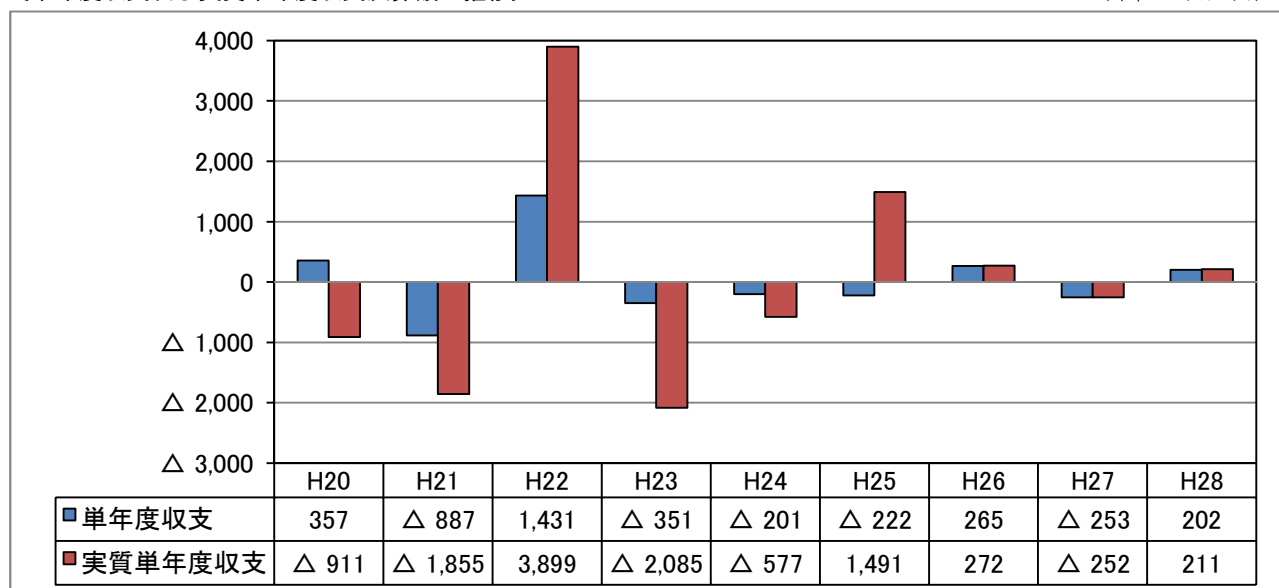
(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成28年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2億208万8千円の黒字。

平成28年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額871万1千円を調整した後の実質単年度収支は、2億1,079万9千円の黒字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

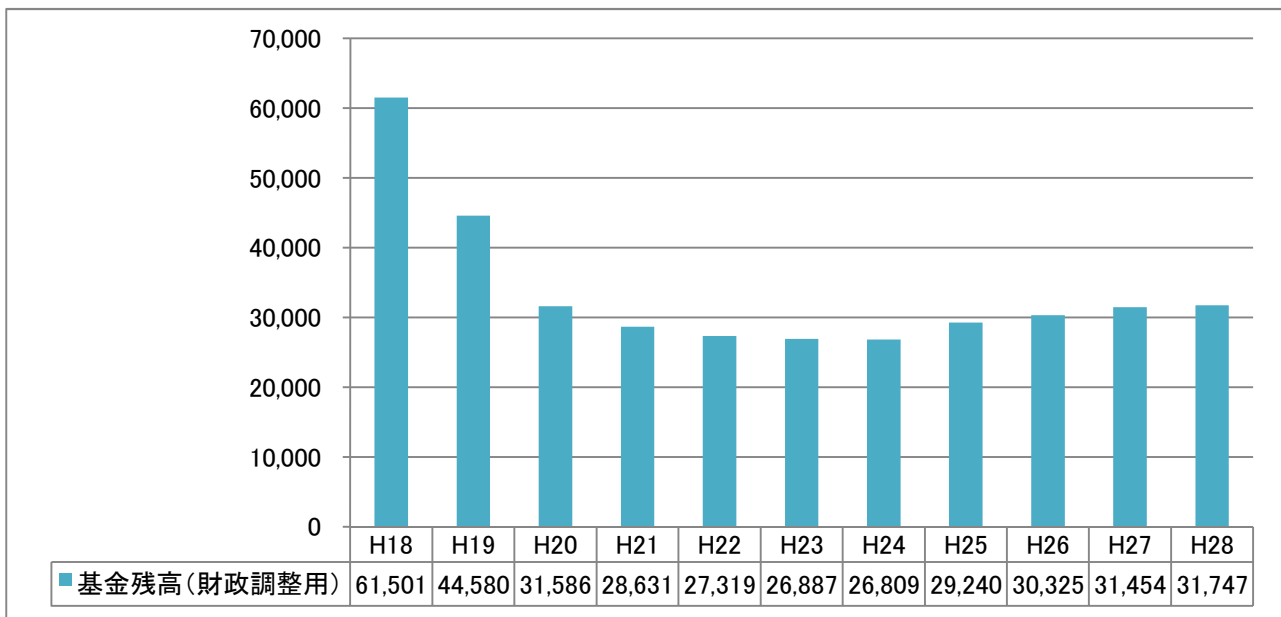
（単位：百万円）



(参考)

〔基金残高（財政調整用）の推移〕

(単位：百万円)



3 財政指標等の状況

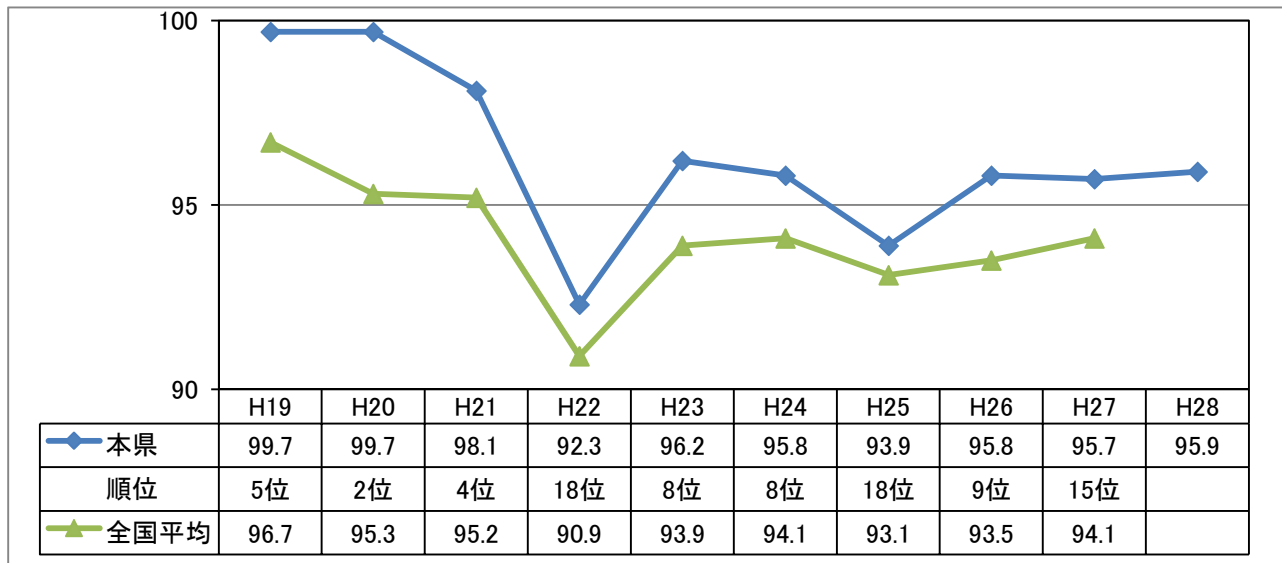
(1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、95.9%と平成27年度の95.7%から0.2ポイント悪化した。

これは、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、行財政改革大綱に基づく人件費及び公債費等の義務的経費の改革努力等により1.1%の減となり、改善したものの、分母となる「経常一般財源等総額」では、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が減となったこと等により1.3%の減と悪化したことによるものである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

平成28年度の実質収支は黒字であり、平成27年度に引き続き実質赤字はない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び駐車場事業特別会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成27年度に引き続き連結実質赤字はない。

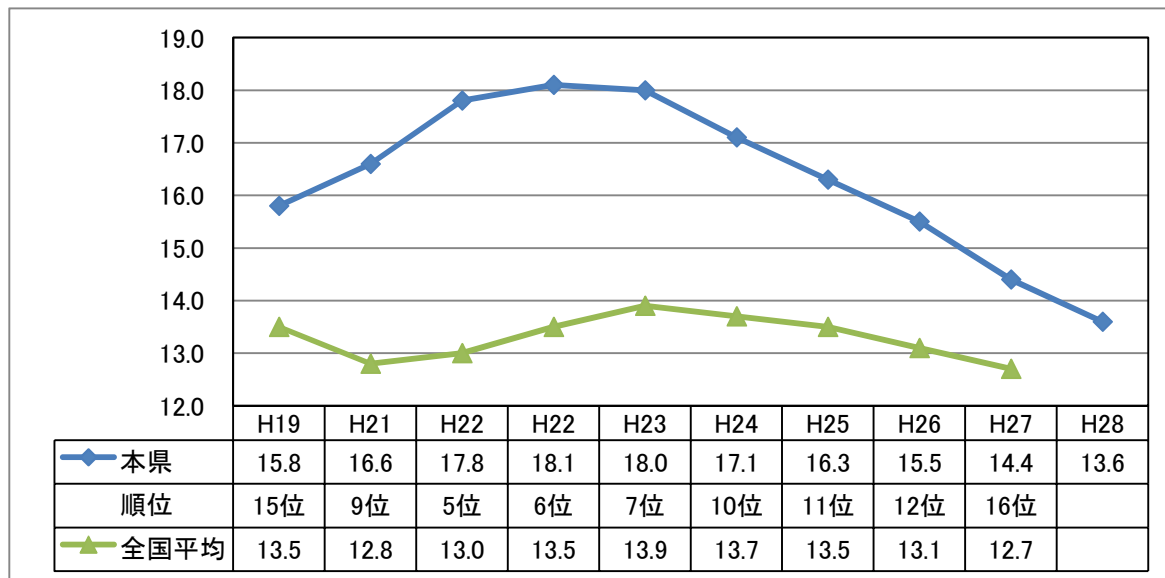
③ 実質公債費比率

実質公債費比率は13.6%と平成27年度の14.4%から0.8ポイント改善した。

これは、北海道・東北新幹線建設等のために発行した公債費負担が依然として高い水準にあるものの、地方債の発行総額抑制や借入利率の低下等により、元利償還金等が減少したことによるものである。

〔実質公債費比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

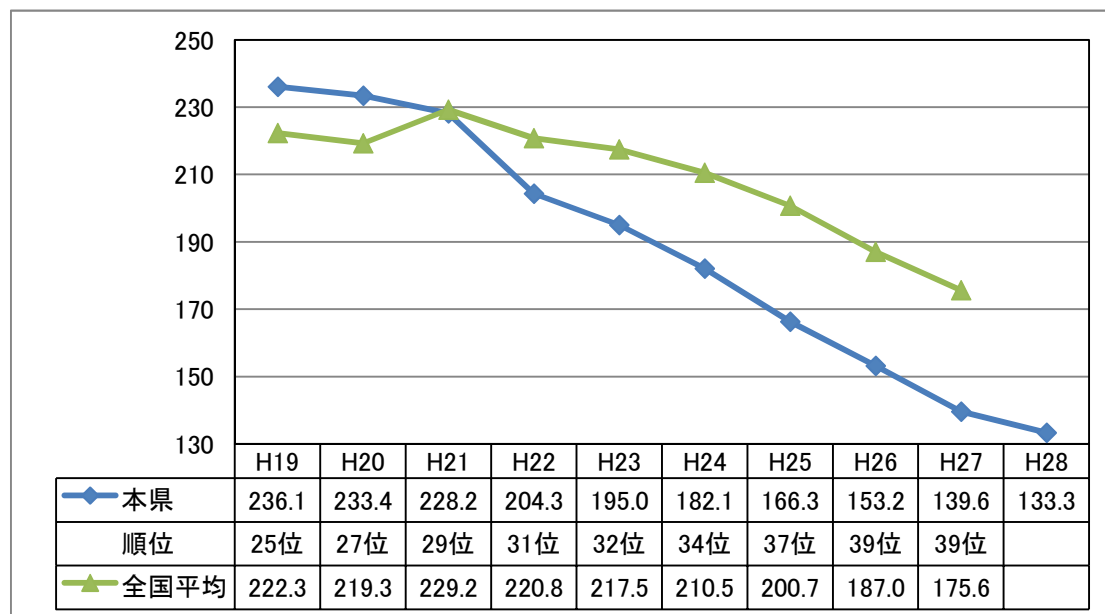
④ 将来負担比率

将来負担比率は133.3%と平成27年度の139.6%から6.3ポイント改善した。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が減となったものの、分子（地方債残高、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）がそれ以上に減となったことによるものである。

〔将来負担比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

⑤ 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

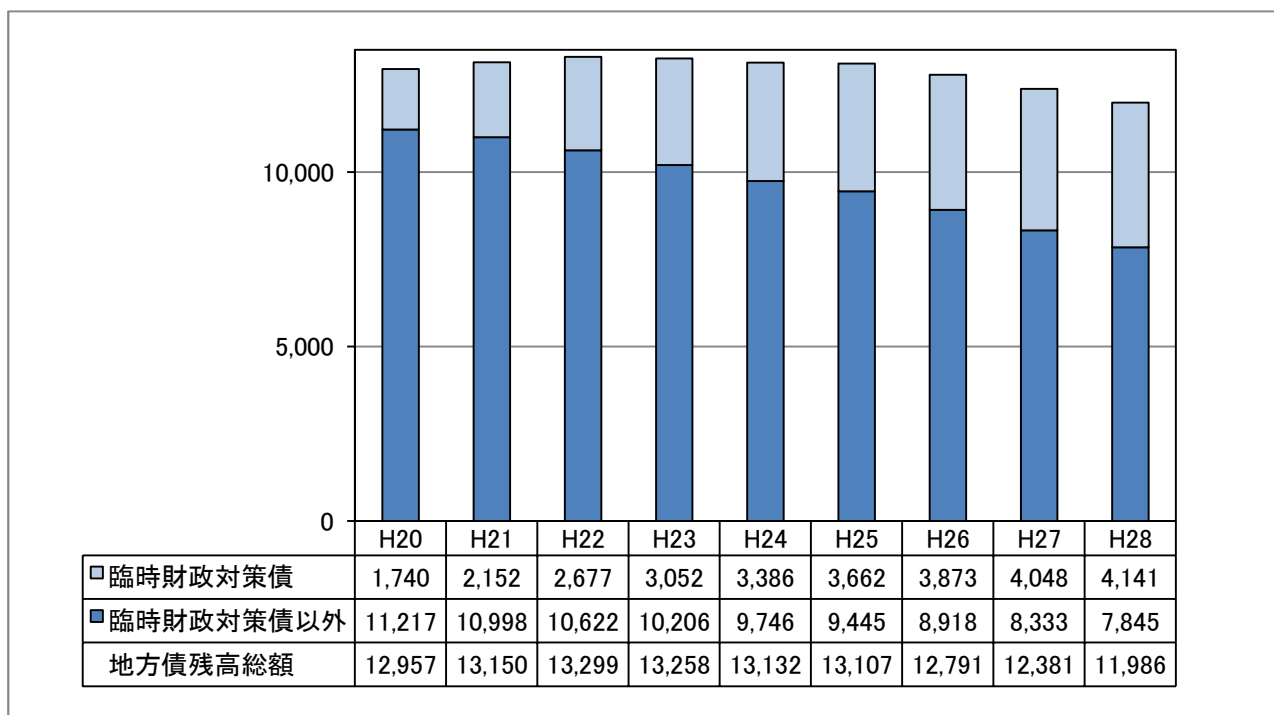
いずれの会計についても赤字額はなく、平成27年度に引き続き資金不足はない。

(3) 地方債残高の状況

臨時財政対策債の残高は増加しているものの、その他の地方債の残高は新規発行の抑制に努めたことから減少。この結果、地方債残高総額は平成23年度から6年連続の減少。

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



【一般会計ベース】

(単位：億円)

臨時財政対策債	1,740	2,152	2,677	3,052	3,386	3,662	3,873	4,048	4,141
臨時財政対策債以外	11,058	10,827	10,382	9,930	9,485	9,191	8,671	8,091	7,611
地方債残高総額	12,798	12,979	13,059	12,982	12,871	12,853	12,544	12,139	11,752

平成26年度～平成28年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
歳 入 総 額 A	711,871,424	696,313,344	694,217,643	
歳 出 総 額 B	687,663,750	672,248,163	674,093,359	
歳入歳出差引額 (A - B) C	24,207,674	24,065,181	20,124,284	
翌年度へ繰り越すべき財源 D	21,759,225	21,870,087	17,727,102	
実 質 収 支 (C - D) E	2,448,449	2,195,094	2,397,182	
単 年 度 収 支 F	265,247	△ 253,355	202,088	
積 立 金 G	6,850	975	8,711	
繰 上 償 還 金 H	0	0	0	
積 立 金 取 崩 し 額 I	0	0	0	
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	272,097	△ 252,380	210,799	
参 考	標 準 税 収 入 額 K	132,422,234	145,469,578	141,859,299
	普 通 交 付 税 額 L	214,564,149	212,641,370	218,322,671
	臨時財政対策債発行可能額 M	43,329,306	37,615,643	30,131,877
	標準財政規模 (K+L+M) N	390,315,689	395,726,591	390,313,847
	実質収支比率 (E/N×100%)	0.63	0.55	0.61

平成28年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年 度			平成 27 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
1 地方税	163,274,936	23.5	▲ 1.2	165,246,712	23.7	▲ 1,971,776
2 地方譲与税	20,509,589	3.0	▲ 16.2	24,478,381	3.5	▲ 3,968,792
4 地方特例交付金等	329,682	0.1	5.9	311,290	0.1	18,392
5 地方交付税	227,171,680	32.7	1.4	223,998,410	32.2	3,173,270
6 交通安全対策特別交付金	371,331	0.1	▲ 6.8	398,384	0.1	▲ 27,053
7 分担金及び負担金	4,984,825	0.7	1.9	4,891,766	0.7	93,059
8 使用料	11,123,373	1.6	18.9	9,351,922	1.4	1,771,451
9 手数料	2,346,471	0.3	▲ 0.3	2,353,525	0.3	▲ 7,054
10 国庫支出金	105,965,219	15.3	0.5	105,428,738	15.1	536,481
12 財産収入	1,766,056	0.3	5.6	1,672,820	0.2	93,236
13 寄附金	34,512	0.0	18.1	29,219	0.0	5,293
14 繰入金	13,424,499	1.9	▲ 7.6	14,535,343	2.1	▲ 1,110,844
15 繰越金	23,092,779	3.3	0.0	23,103,108	3.3	▲ 10,329
16 諸収入	53,033,125	7.6	▲ 0.1	53,067,752	7.6	▲ 34,627
17 地方債	66,789,566	9.6	▲ 1.0	67,445,974	9.7	▲ 656,408
歳 入 合 計	694,217,643	100.0	▲ 0.3	696,313,344	100.0	▲ 2,095,701

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年 度			平成 27 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 議会費	1,261,602	0.2	4.6	1,205,887	0.2	55,715
二 総務費	53,474,815	7.9	10.7	48,306,027	7.2	5,168,788
三 民生費	101,372,802	15.0	1.7	99,683,027	14.8	1,689,775
四 衛生費	22,894,142	3.4	▲ 1.4	23,212,994	3.5	▲ 318,852
五 労働費	1,962,587	0.3	▲ 52.4	4,125,275	0.6	▲ 2,162,688
六 農林水産業費	56,462,646	8.4	1.6	55,578,429	8.3	884,217
七 商工費	41,778,631	6.2	▲ 6.1	44,513,120	6.6	▲ 2,734,489
八 土木費	77,207,091	11.5	7.8	71,617,292	10.7	5,589,799
九 警察費	29,514,219	4.4	▲ 3.7	30,635,627	4.6	▲ 1,121,408
十一 教育費	143,058,675	21.2	1.0	141,637,152	21.1	1,421,523
十二 災害復旧費	1,720,968	0.3	12.9	1,524,490	0.2	196,478
十三 公債費	119,300,897	17.7	▲ 3.1	123,146,235	18.3	▲ 3,845,338
十六 利子割交付金	163,483	0.0	▲ 23.7	214,283	0.0	▲ 50,800
十七 配当割交付金	205,695	0.0	▲ 48.8	401,754	0.1	▲ 196,059
十八 株式等譲渡所得割交付金	104,326	0.0	▲ 62.9	281,054	0.0	▲ 176,728
十九 地方消費税交付金	22,473,064	3.3	▲ 10.6	25,128,182	3.7	▲ 2,655,118
二十 ゴルフ場利用税交付金	109,802	0.0	▲ 3.8	114,114	0.0	▲ 4,312
二二 自動車取得税交付金	1,027,914	0.2	11.3	923,221	0.1	104,693
歳 出 合 計	674,093,359	100.0	0.3	672,248,163	100.0	1,845,196

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年 度			平成 27 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 義務的経費	304,179,462	45.1	▲ 1.9	310,206,183	46.1	▲ 6,026,721
1 人件費	165,725,343	24.6	▲ 1.4	168,007,772	25.0	▲ 2,282,429
うち職員給	121,193,747	18.0	▲ 1.5	123,033,340	18.3	▲ 1,839,593
2 扶助費	19,167,327	2.8	0.6	19,059,336	2.8	107,991
3 公債費	119,286,792	17.7	▲ 3.1	123,139,075	18.3	▲ 3,852,283
二 投資的経費	133,548,209	19.9	5.3	126,788,809	18.9	6,759,400
1 普通建設事業費	131,827,241	19.6	5.2	125,264,319	18.7	6,562,922
①補助事業費	72,331,546	10.7	9.6	65,979,366	9.8	6,352,180
②単独事業費	50,370,205	7.5	4.9	48,003,393	7.2	2,366,812
③国直轄事業負担金	8,769,182	1.3	▲ 18.3	10,732,241	1.6	▲ 1,963,059
④同級他団体施行事業負担金	0	0.0	-	0	0.0	0
⑤受託事業費	356,308	0.1	▲ 35.1	549,319	0.1	▲ 193,011
2 災害復旧事業費	1,720,968	0.3	12.9	1,524,490	0.2	196,478
①補助事業費	129,812	0.1	▲ 91.1	1,458,122	0.2	▲ 1,328,310
②単独事業費	75,819	0.0	14.2	66,368	0.0	9,451
③国直轄事業負担金	1,515,337	0.2	皆増	0	0.0	1,515,337
三 その他	236,365,688	35.0	0.5	235,253,171	35.0	1,112,517
1 物件費	26,252,494	3.9	▲ 4.0	27,351,945	4.1	▲ 1,099,451
2 維持補修費	15,294,364	2.3	6.9	14,312,738	2.1	981,626
3 補助費等	139,612,452	20.7	▲ 2.3	142,872,798	21.2	▲ 3,260,346
4 積立金	12,171,847	1.8	138.5	5,103,429	0.8	7,068,418
5 投資及び出資金	21,642	0.0	44.7	14,952	0.0	6,690
6 貸付金	42,018,830	6.2	▲ 4.9	44,205,723	6.6	▲ 2,186,893
7 繰出金	994,059	0.1	▲ 28.6	1,391,586	0.2	▲ 397,527
歳 出 合 計	674,093,359	100.0	0.3	672,248,163	100.0	1,845,196

普通会計決算 指標等の前年度比較
 〈決算関連指標〉

(単位：%)

	28年度	27年度	増減
経常収支比率	95.9	95.7	0.2

〈健全化判断比率〉 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	28年度	27年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	13.6	14.4	△ 0.8	25.0	35.0
将来負担比率	133.3	139.6	△ 6.3	400.0	—

〈資金不足比率〉 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	28年度	27年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額 一般会計と普通会計に属する特別会計の実質赤字額の合計。
- ・標準財政規模 標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（県税、普通交付税等）

連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額 一般会計等の実質赤字額と各公営企業会計の資金不足額の合計。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{ホ} - \text{二}}$$

(3カ年平均)

- ・イ 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- ・ロ 地方債の元利償還金に準ずるものの支出の合計額（公営企業債の償還のための繰出金、債務負担行為に基づく支出等）
- ・ハ 特定財源
- ・ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
- ・ホ 標準財政規模

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{イ} - \text{ロ}}{\text{ハ} - \text{ニ}}$$

- ・イ 将来負担額の合計額（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債償還のための繰入見込額、退職手当支給予定額、公社等の負債額、損失補償契約を締結している第3セクター等に対する負担見込額、地方開発事業団に対する負担見込額）
- ・ロ 将来負担額に充当可能な財源の合計額（基金、特定財源、基準財政需要額算入見込額）
- ・ハ 標準財政規模
- ・ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

資金不足比率

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模（営業収益等）}}$$

(参考)

平成26年度～平成28年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入総額 A	714,070,543	709,180,033	704,620,972
歳出総額 B	696,350,836	691,879,147	689,996,060
歳入歳出差引額 (A-B) C	17,719,707	17,300,886	14,624,912
翌年度へ繰り越すべき財源 D	15,510,576	15,356,083	12,514,395
実質収支 (C-D) E	2,209,131	1,944,803	2,110,517
単年度収支 F	220,847	△ 264,328	165,714
積立金 G	6,850	975	8,711
繰上償還金 H	0	0	0
積立金取崩し額 I	0	0	0
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	227,697	△ 263,353	174,425

(注)

平成28年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

